自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	（略）
による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（パート１）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート２）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート３）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和の平均値	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート１）による測定、暖機状態でのＷＭＴＣ（パート２）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（パート３）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（パート１）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート２）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート３）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和の平均値	（略）
	一キロメートル走行当たり〇・〇六八グラム	（略）

	（新規）	（略）
	（新規）	（略）
	（新規）	（略）